

公共交通不便地域対策及び民間事業者主体の取組み状況について

公共交通不便地域対策（砧モデル地区）及びトヨタモビリティ東京（株）の取組み状況について、下記のとおり報告する。

記

1 砧モデル地区におけるワゴン車を活用した定時定路線型コミュニティ交通の検討

（1）需要予測アンケートを踏まえた収支分析

令和 2 年度実施のアンケート結果から利用者数の予測を行ったところ、定員 8 名での運行を想定した場合、実証運行移行の基準として設定した収支率 30%を上回る結果（収支率 34.5%）となった。

（2）令和 3 年度の取組み

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、地域と連携し、機運醸成等に取り組むこととする。

（3）実証運行について

区の財政状況を踏まえ、他の旅客運送事業における感染症対策の動向や、区内におけるワクチン接種状況等を注視しながら、令和 4 年度の実証運行に向けた検討を進める。

2 民間事業者主体の取組み

トヨタモビリティ東京（株）が喜多見・宇奈根地区において検討している総合生活支援サービスの一環としての移動支援サービス（デマンド交通等）について、この間の無償トライアル（実証運行）の取組み状況や検討課題を踏まえた今後の対応等について情報提供があったため、報告する。

(1) 利用状況 (令和 2 年 1 1 月 1 9 日 ~ 令和 3 年 4 月 3 0 日 土日祝日、年末年始除く)

	無料モニター 新規登録者数	サービス 利用者数	延べ利用回数	
			朝の通勤時間帯における バス停送迎サービス ¹	日中時間帯における デマンド交通
1 1 月	5 9 人	1 4 人	0 回	3 2 回
1 2 月	1 1 人	2 7 人	1 6 回	1 2 3 回
1 月	3 人	2 1 人	3 回	1 2 4 回
2 月	9 人	3 3 人	0 回	1 2 2 回
3 月	7 7 人	6 7 人	4 回	2 7 7 回
4 月	3 9 人	9 2 人	3 回	3 6 3 回
計	1 9 8 人	2 5 4 人 ²	2 6 回	1 , 0 4 1 回

1 緊急事態宣言期間中は、リモートワーク推奨の状況等を踏まえ、朝のバス停送迎サービスを休止

2 複数月利用を重複計上しない場合のサービス利用者数は 9 2 人

(2) 検討課題と現在の状況

会員の確保については、対象地域への周知チラシの配布や、コールセンター設置に伴う電話での登録・利用受付等の対応により無料モニター登録者の増加が図られた。

一方、トヨタモビリティ東京(株)の提案する総合生活支援サービスの課題について、国土交通省関東運輸局(以下「関東運輸局」という。)より見解が示された。

トヨタモビリティ東京(株)の提案概要

【事業内容】

トヨタ・モビリティ基金を活用し、喜多見・宇奈根地区において総合生活支援サービスと称する月額会員制のサービスを検討する。

移動支援サービス(デマンド交通等)と生活支援サービス(移動販売やカルチャー教室等)を併せたサービスであり、月額会員制による有償化を目指す上で、移動支援サービスについては、無償トライアルを令和 2 年 1 1 月より実施している。

【移動支援サービスの運送形態】

有償化時には、生活支援サービスを含む総合生活支援サービスの対価として月額会費を徴収することから、運送の対価を受け取らない「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送(白ナンバーの自家用車両を用いた輸送)」を前提としている。

主にボランティア団体や、自治会などによる地域の助け合いで実施される移動サービスを指し、燃料代の範囲あるいは無料で提供されるもの。

提案時からこれまでの経過

事業提案時にトヨタモビリティ東京（株）からは、関東運輸局との事前相談を踏まえ、月額会員制による総合生活支援サービスを提案している旨の報告があった。

一方、区は関東運輸局に対し、総合生活支援サービスが有償化される場合、移動支援サービスが「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送」にあたるか確認する中、該当しない可能性がある旨の指摘を受けた。そのため、この間、トヨタモビリティ東京（株）とともに事業計画の詳細等を関東運輸局に報告する等、課題解決に向けた確認・調整を行ってきた。

この度、関東運輸局から本提案における最終的な見解が示された。

国土交通省関東運輸局の見解

今回の総合生活支援サービスのように、営利事業者であるトヨタモビリティ東京（株）による様々なサービス展開は、営利事業活動の一環とみなす。

したがって、総合生活支援サービスとしての月額会費による徴収は、運送の対価とみなされ、提案の月額会員制の移動支援サービスは、「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送」としての事業展開は適当ではない。

（３）今後の移動支援サービスについて

関東運輸局の見解を踏まえ、事業提案であった月額会員制（有償化）による総合生活支援サービスの一環として「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送」により移動支援サービスを実施することは困難な状況となった。

トヨタモビリティ東京（株）からは、関東運輸局の見解を踏まえ、既存公共交通事業者の活用も含め、今後の検討を行う旨の報告を受けており、区としても検討状況を確認し、関係機関との調整を図る。